

目的内団体登録をされるみなさまへ

1 目的内団体とは

中野区産業振興センター(以下、センター)の設立目的は、中小企業の事業活動に必要な支援を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化、創業および新たな産業の創出の促進ならびに勤労者の福祉向上をはかり、併せて区民に対する就労の支援を促進し、もって区内産業の振興をはかることです。

以上の目的に沿った活動をされる団体は「目的内団体」として団体登録のうえ、センターの施設をご利用いただけます。(要件の詳細は「2 登録要件」を参照)

2 団体登録の要件 …いずれも5人以上の構成員が必要

種別	条件
中小企業者	①区内に事務所・事業所・住所のいずれかがある ②中小企業基本法に定められた各項目の条件を満たしている
中小企業関連団体	区内に事務所を有する 商工会議所 商店街振興組合 その他の中小企業に関する団体
特定非営利活動法人	
公益社団法人	①区内に事務所がある ②当センター設立目的の助けとなる活動・事業を行うことを目的としている
公益財団法人	
中小企業に勤務する者の団体	構成員全体の60%以上が区内の中小企業に勤務している ※同一の起業に勤務している必要はない
勤労している区民	就労先が中野区か他自治体かは問わない
就職活動を行っている区民	就労予定先が中野区か他自治体かは問わない

3 登録申請書類の提出

登録には下記の書類の提出が必要です。

- (1)「団体登録申請書」
- (2)「構成員名簿」
- (3)「申立書または健康保険証の写し」(※構成員分)
- (4)「団体規約・会則」(会社登録の場合は定款・約款)

4 登録証の交付

登録を承認したときは、「中野区産業振興センター使用登録証」（以下、登録証）を交付します。

※登録完了まで1週間程度を要します。施設の予約は登録完了後となりますので余裕をもってご申請ください。

5 登録の有効期限・更新

登録有効期限は登録証の該当欄にてご確認ください。

有効期限以降も利用される場合は登録更新手続きが必要になります。

6 登録内容の変更

(1) 登録した事項に変更が生じた時は変更届と必要な登録申請書類をご提出ください。

(2) 登録の要件を欠くに至った時は、直ちに登録証を返還していただきます。

7 登録証の紛失・破損

登録証を紛失・破損した場合は、速やかに再発行申請を行って下さい。

※登録証の提示がない場合、施設の使用申請は承りかねます。

8 施設の予約と利用について

(1) 予約方法 …構成員による下記の①②両方のお手続きが必要です。

①仮予約：電話または2階窓口

予約時に、団体名・団体登録番号・予約者・予約者の電話番号を伺います。

②使用申請（本予約）：2階窓口 ※使用の都度、来館しての使用申請が必要です。

申請時に、登録証提示、使用申請書記入、利用料支払い(無料施設を除く)を承ります。(仮予約をせず直接、使用申請を行うことも可能です。)

※いずれも平日の午前9時～午後5時に受付いたします。

※構成員以外の方のお手続きは承れません。

※登録証のご提示がない場合、使用申請は承れません。

(2) 予約受付期間

大会議室、会議室 1・2、和室、創作室、(調理室) イベントコーナー：利用日の3か月前から予約受付開始

特別会議室、多目的ホール、体育室、小体育室、保育室：利用日の4か月前から予約受付開始

※予約受付開始日が2階窓口休業日(土日祝・年末年始休)にあたる場合は、翌営業日より受付開始

(3) 利用可能回数

- ・利用可能回数は、全施設を通して1団体につき1ヶ月に2区分までです。

ただし、利用したい日の1ヶ月前の時点で空いている場合は3回以上利用できます。

(4) 利用料

- ・大会議室、会議室 1・2、和室、創作室、(調理室)、イベントコーナー、特別会議室、保育室：無料
- ・多目的ホール、体育室、小体育室：有料

(5) 保育室の利用について

- ・保育室は共有スペースとして複数の団体でご利用いただきます。
- ・保育室を利用する際は、保護者又は保育者が必要です。
- ・他の施設と併せて付帯設備として保育室の予約を行うこともできます。

(6) 構成員以外の方のご利用について

- ・講演会等、団体構成員以外の参加が想定される用途で使われる場合、団体構成員以外も施設利用が可能です。
- ・団体構成員以外が施設利用する場合、構成員以外の参加者も主催団体の構成員とみなして団体が責任（例：施設の破損等）を負うため、必ず参加者の連絡先等を把握して下さい。

(7) 利用にあたってのその他の注意事項

- ・全施設、使用開始時間の10分前から受付をいたします。※ご入室は受付後です。
- ・車の乗り入れは原則禁止です。
- ・アルコール類の持ち込みは禁止です。
- ・センター敷地内、その周辺は禁煙です。
- ・高校生以下の施設利用はできません。

9 施設の利用を禁止する場合

(1) 営利を目的とする場合

- ・館内での物品の販売行為
- ・後日、商取引行為につながるもの
- ・入場料等名称の如何を問わず営利を目的として金銭を徴収する行為

(2) 公益を害するおそれのある場合

(3) 個人又は家族、親類等の会合（法事など）

(4) 児童・学生を主体とする行事や事業活動など(区等事業は除く)

(5) 会食を目的とした利用

(6) 収容人員を超える場合

(7) その他、センター管理上支障があると認められる時

虚偽や不正な利用をした場合や登録証を他人に譲渡や転貸した場合には、その団体の登録を抹消し、直ちに登録証を返還して頂きます。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

中野区産業振興センター
住所：中野区中野2-13-14
電話：03-3380-6946